令和６年設楽町告示第３１号

設楽町ホームページ広告掲載に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、設楽町ホームページ（以下「ホームページ」という。）への民間企業等の広告掲載に関して掲載するための手続、掲載料その他必要な事項について定め、地域経済の活性化及び町民サービスの向上を図ることを目的とする。

（広告の範囲）

第２条　ホームページに掲載できる広告は、町民生活に密着したもので、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)　ホームページの公共性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に係るもの

(3)　政治活動、宗教活動及び個人的宣伝等に係るもの

(4)　法令で禁止されているもの

(5)　公序良俗に反するもの

(6)　その他ホームページに掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

２　前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、町長が別に定める。

３　ホームページに掲載する広告に関しては、ホームページ内に表示される広告のほか、当該広告がリンクしている他のサイト（以下「リンク先」という。）についても前２項に規定する条件を満たさなければならないものとする。

（広告の掲載優先順位）

第３条　掲載する広告の優先順位は、先着順とする。ただし、同着の場合は、次に掲げる順とする。

(1)　国、地方公共団体、公社、公益的法人及びこれらに類するもの

(2)　私企業及び事業を営む個人で、町内に事業所等を有するもの

(3)　私企業及び事業を営む個人で、町内に事業所等を有しないもの

(4)　その他ホームページに掲載する広告として町長が適当と認めるもの

２　前項の場合において、優先順位が同じ広告が複数あるときは、掲載希望期間の長いものを優先とし、掲載希望期間が同一のときは、抽選により決定するものとする。

（掲載位置及び掲載枠数）

第４条　広告の掲載位置及び枠数は、町長が指定する。

（掲載申込み）

第５条　ホームページに広告の掲載を希望する者は、設楽町ホームページ広告掲載申込書（様式第１。以下「申込書」という。）に広告データを添えて、掲載を希望するホームページの掲載開始日１か月前までに町長に提出するものとする。

２　前項に規定する広告データは、紙媒体及び電子媒体とする。

（掲載決定）

第６条　町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、審査の上掲載の可否を決定し、設楽町ホームページ広告掲載決定通知書（様式第２）により、申込者に通知するものとする。

　（広告の規格及び料金）

第７条　広告の規格及び料金は、次のとおりとする。

(1)　サイズ　上下６０ピクセル　左右１８０ピクセル

(2)　形式　ＧＩＦ又はＪＰＥＧ形式で静止画

(3)　容量　５ＫＢ以下

(4)　料金　料金は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 掲載期間 | 1か月 | 3～5か月 | 6～11か月 | 12か月 |
| 料金 | 月額  （基本額） | 月額  （１０％減額） | 月額  （２０％減額） | 月額  （３０％減額） |
| 10,000円 | 9,000円 | 8,000円 | 7,000円 |

　　（広告の禁止表現及び構造）

第８条　広告で次の表現及び構造を含んだものは、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたり、不快感を与えるおそれがあるため、禁止する。

　(1)　「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

　(2)　アラートマーク（警告表示）

(3)　ラジオボタン（選択肢の表示のようにみえるもの）

(4)　テキストボックス（入力できるようにみえるもの）

(5)　プルダウンメニュー（下に選択肢があるようにみえるもの）

(6)　動画、アニメーション、透過、静止画像の切替え等（画像が変するもの）

　（広告の掲載期間）

第９条　広告の掲載する期間は、１か月を単位とする（原則として毎月１日から月末の前日までを１月とする）。

　（広告料の納付）

第10条　第６条に規定する広告の掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに、希望する掲載期間に係る広告料を一括して前納しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

　（広告主の責任）

第11条　広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

２　広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを町に対して保証するものとする。

３　広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

　（変更の届出）

第12条　広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、設楽町ホームページ広告内容変更届（様式第３）により速やかに町長に届け出なければならない。

(1)　広告内容を変更するとき。

(2)　リンク先のホームページアドレスを変更するとき。

(3)　前２号に規定するもののほか、申込書の記載内容に変更があったとき。

　（広告掲載の取消し）

第13条　町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手段を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1)　広告主が指定する期日までに広告料を納付しなかったとき。

(2)　広告主が指定する期日までに版下データを提出しなかったとき。

(3)　町長が広告掲載を適切でないと判断したとき。

２　町長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したとき、設楽町ホームページ広告掲載取消通知書（様式第４）により広告主に通知するものとする。

　（広告掲載の取下げ）

第14条　広告掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

　（広告料の還付）

第15条　納付済みの広告料は、還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により広告が掲載できなかったときは、納付済みの広告料のうち掲載できなかった月数に対応する金額を広告主に還付する。

２　前項の規定により還付する広告料には、利子を付さない。

３　町は、広告の掲載ができなかったことにより広告主に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

　（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和６年９月１日から施行する。

様式第１（第５条関係）

年　　月　　日

　設楽町長　様

申込者　住　　　　　所

名　　　　　称

代表者

電話番号

ファックス番号

メールアドレス

担当者

設楽町ホームページ広告掲載申込書

　　設楽町ホームページ広告掲載に関する要綱第５条の規定により、次のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 広告内容又は業種 |  |
| 広告データ | 別紙のとおり |
| 掲載希望期間 | 年　　月　１日から  年　　月　　日まで（　　か月） |
| リンク先URL |  |

※　必ずデータを添付してください。

※　初めて申し込む場合は、会社案内等を添付してください。

様式第２（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

設楽町長　　　　　　印

設楽町ホームページ広告掲載決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申込みのありました設楽町ホームページへの広告掲載については、設楽町ホームページ広告掲載に関する要綱第６条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

１　可とします

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載期間 | 年　　月　１日から　　年　　月　　日まで  （　　　か月） |
| 掲載期間と  広告料 | 円×　　　か月 |
| 円×　　　か月 |
| 円×　　　か月 |
| 広告料合計　　　　　　　　　　　円 |
| 広告料の納付期限 | 年　　月　　日までに  同封の納付書にある納入場所でお支払いください。 |
| 掲載条件 | 設楽町ホームページ広告掲載に関する要綱及びこれに基づく基準等に従うこと。 |

２　不可とします

　　理由

なお、この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に設楽町長に対して異議申立てすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から６か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、設楽町を被告として（訴訟において設楽町を代表する者は設楽町長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送付を受けた日から６か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

様式第３（第12条関係）

年　　月　　日

　設楽町長　様

申込者　住　　　　　所

名　　　　　称

代表者

電話番号

ファックス番号

メールアドレス

設楽町ホームページ広告内容変更届

　　　　　年　　月　　日付けで申し込みました設楽町ホームページ広告につきまして、設楽町ホームページ広告掲載に関する要綱第12条の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更する項目 |  |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |

※広告データを変更する場合は、変更前後の広告データを添付してください。

様式第４（第13条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

設楽町長　　　　　　印

設楽町ホームページ広告掲載取消通知書

　　　年　　月　　日付けで申込みのありました設楽町ホームページへの広告掲載については、設楽町ホームページ広告掲載に関する要綱第13条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 取消しの広告 |  |
| 取消した日 |  |
| 取消しの理由 |  |